

意見書案第 18 号

国に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 17 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	古市	正
賛成者	同	内山	恵子
同	同	比留川	政彦
同	同	橘川	佳彦
同	同	佐竹	百里
同	同	越川	好昭

## 国に私学助成の拡充を求める意見書

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。

私立高校と公立高校の学費差は、平成22年度から実施され平成26年度に拡充された高等学校等就学支援金制度と、平成26年度から実施された高校生等奨学給付金により一定程度是正された。さらに、平成29年度から、私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業が始まった。

しかし、私立高校の保護者の学費負担は支援金を差し引いても年間44万円を超え、また、各都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によって学費負担に大きな格差が存在し、この格差をなくすためには国の就学支援金制度の拡充が必要となる。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額して、私立学校に通う生徒、保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るためには、就学支援金制度及び私立学校への経常費助成補助の拡充が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
文部科学大臣 あて

(提案理由)

公私の学費格差をさらに改善し、私学助成の増額を求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 19 号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 17 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	古市	正
賛成者	同	内山	恵子
同	同	比留川	政彦
同	同	橘川	佳彦
同	同	佐竹	百里
同	同	越川	好昭

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

しかし、県の私立学校に対する生徒1人当たり経常費補助は全国最下位水準とされ、そのため入学金を除く私立高校の平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっている。

一方、保護者に対する学費補助制度は、年収590万円程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障を来す状況である。

県の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、とても高いとはいえない水準が続いている。その要因の一つとして、高い学費により私立高校を選択することができないことが挙げられる。

全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によって私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが急務であると考える。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

神奈川県知事 あて

(提案理由)

私学助成の拡充を求めるため、神奈川県知事に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 20 号

消費税の 10% への増税を行わないことを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 17 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松	本	春	男
賛成者	同	二	見		昇
	同	上	田	博	之

## 消費税の10%への増税を行わないことを求める意見書

政府は平成31年10月から消費税率を10%に増税するとしている。しかし、日本経済は消費税率を8%に増税した際からの景気の後退をいまだ十分に回復できていない。この状態での新たな増税は、一層の景気の後退を招き、かえって税収の減となりかねない。

また、10%への増税に合わせて、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入やカード利用で「ポイント還元」を行うなどの検討を進めている。これらは、制度が複雑で混乱が拡大するだけでなく、カード決済やポイントの付与ができない中小商店の淘汰を進めてしまう。

さらに、平成35年から仕入れ時の税額を取引先に通知する「インボイス」制度を導入するとしており、この制度が導入されると、通知を発行できないと取引を断られる危険があるため、年商1,000万円以下の免税業者も課税業者にならざるを得なくなり、身銭を切っても納税することを事実上強いられることとなる。

よって、国においては、平成31年10月からの消費税率の引き上げは行わず、別の財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 あて

(提案理由)

平成31年10月からの消費税率の引き上げは行わず、別の財源を確保することを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 2 1 号

風疹の流行による先天性風疹症候群の発生を予防する緊急対策を求める  
意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり  
提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松	本	春	男
賛成者	同	二	見		昇
	同	上	田	博	之

## 風疹の流行による先天性風疹症候群の発生を予防する緊急対策を求める 意見書

平成30年11月14日付の国立感染症研究所の発表によると、平成30年第1～45週の風疹患者の累積報告数は2,032人となり、昨年と同時期と比較し約2.5倍もの風疹患者が発生している。

本年9月の報道によると、「厚生労働省は、風疹の免疫の有無を調べる抗体検査について、30歳以上60歳未満の男性を対象に、来年度、検査費用を全額公費で負担する方針を決めた」とのことだが、対象者の多くは多忙でかつ、風疹への理解が乏しいこともあり、医療機関での抗体検査と低抗体価であった場合の再度の受診によるワクチン接種をしないのが実情である。

現在30歳以上の方は職場健診で血液検査を受けているので、この検査時に同時に風疹の抗体検査を行えば多くの低抗体価のワクチン対象者が判明する。また現行妊娠10～12週に行われている妊婦への風疹抗体検査も妊娠判明と同時に行えば、予防が可能となる。

よって、国においては、風疹の大流行と先天性風疹症候群(CRS)の発生を防ぐために、国の責任で、次の対策を早急に行うよう強く要望する。

- 1 30歳以上60歳未満の健康診断を実施するに当たって、平成31年度は血液検査の診断項目に風疹抗体検査を追加し、その費用を公費で負担すること。
  - 2 抗体検査の結果、低抗体価であることが判明したものに対して、公費でMRワクチンの臨時接種を実施するとともに、MRワクチンが不足しない体制を確立すること。
  - 3 先天性風疹症候群(CRS)の発生を予防する観点から、妊娠健診で実施される風疹抗体検査について、妊娠が判明した時点で早急に実施するよう勧奨すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

( 提案理由 )

風疹の大流行と先天性風疹症候群 ( C R S ) の発生を防ぐことを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。